

# 国立大学法人東京外国語大学連携教授等の称号授与に関する規程

〔平成24年11月27日〕  
規 則 第127号

改正 平成27年 3月24日規則第42号  
平成28年 2月23日規則第 4号  
平成30年 3月20日規則第 5号  
平成31年 3月20日規則第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学における連携教授、連携准教授、連携講師及び連携助教（以下「連携教授等」という。）の称号付与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、連携教授等とは、東京外国語大学（以下「本学」という。）及び本学と連携等を推進している大学や教育研究機関等（以下「連携機関」という。）との間で相互の合意に基づき本学へ授業科目を提供する連携機関の教員に与えることのできる称号をいう。

(選考)

第3条 連携教授等の選考は、各部局（言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部及び大学院総合国際学研究科をいう。）からの推薦により、学長が行う。

(称号)

第4条 前条の規定により選考され称号を付与された者は、連携教授等を称することができる。

(付与期間)

第5条 連携教授等を称することができる期間は、本学で授業科目の提供をしている期間とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。